滋 賃 審 第 2 0 号 令和 5 年 11 月 1 日

滋 賀 労 働 局 長 小 島 裕 殿

> 滋賀地方最低賃金審議会 会長 平 井 建 志

滋賀県ガラス・同製品、セメント・同製品、衛生陶器、 炭素・黒鉛製品、炭素繊維製造業最低賃金の改正決定に ついて(答申)

滋賀県ガラス・同製品、セメント・同製品、衛生陶器、炭素・黒鉛製品、炭素繊維 製造業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

 適用する地域 滋賀県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者

- (1) ガラス・同製品製造業
- (2) セメント・同製品製造業(生コンクリート製造業及びコンクリート製品製造業を除く。)
- (3) 衛生陶器製造業
- (4) 炭素・黒鉛製品製造業
- (5) 炭素繊維製造業
- (6) (1)から(5)までに掲げる産業において管理,補助的経済活動を行う事業所
- (7) 純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1)から(5)までに掲げる産業に分類されるものに限る。)

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 1,000円

- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日 法定どおり

滋 賃 審 第 2 1 号 令和 5 年 11 月 1 日

滋 賀 労 働 局 長 小 島 裕 殿

> 滋賀地方最低賃金審議会 会長 平 井 建 志

滋賀県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器 具製造業最低賃金の改正決定について(答申)

滋賀県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

 適用する地域 滋賀県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者

- (1) はん用機械器具製造業
- (2) 生産用機械器具製造業(農業用機械製造業(農業用器具を除く)(農業用トラクタ製造業を除く。) 建設用ショベルトラック製造業及びこれらの産業において管理,補助的経済活動を行う事業所を除く。)
- (3) 業務用機械器具製造業(事務用機械器具製造業、サービス用・娯楽用機械器 具製造業又はこれらの産業において管理,補助的経済活動を行う事業所に限る。)
- (4) 純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1)から(3)までに掲げる産業に分類されるものに限る。)

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18 歳未満又は65 歳以上の者
- (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額 1時間 1,013円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日 法定どおり

滋 賃 審 第 2 2 号 令和 5 年 11 月 1 日

滋 賀 労 働 局 長 小 島 裕 殿

> 滋賀地方最低賃金審議会 会長 平 井 建 志

滋賀県計量器・測定器・分析機器・試験機、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定について(答申)

滋賀県計量器・測定器・分析機器・試験機、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金を次のとおり決定すること。

1 適用する地域 滋賀県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者

- (1) 計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業 (測量機械器具製造業及び理化学機械器具製造業を除く。)
- (2) 光学機械器具・レンズ製造業
- (3) 電子部品・デバイス・電子回路製造業
- (4) 電気機械器具製造業(電池製造業、電気計測器製造業、その他の電気機械器 具製造業及びこれらの産業において管理,補助的経済活動を行う事業所を除く。)
- (5) 情報通信機械器具製造業
- (6) (1)又は(2)に掲げる産業において管理,補助的経済活動を行う事業所
- (7) 純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1)から(5)までに掲げる産業に分類されるものに限る。)
- 3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18 歳未満又は65 歳以上の者
- (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 次に掲げる業務に主として従事する者
 - イ 清掃又は片付けの業務
 - ロ 手作業による刻印、包装又は選別の業務
 - ハ 部品の組立ての業務のうち、卓上で行う軽易な組線、巻線、かしめ又は取 付けの業務
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額 1時間 1,003円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日 法定どおり

滋 賃 審 第 2 3 号 令和 5 年 11 月 1 日

滋 賀 労 働 局 長 小 島 裕 殿

滋賀地方最低賃金審議会 会長 平 井 建 志

滋賀県自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定について(答申)

滋賀県自動車・同附属品製造業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

- 適用する地域 滋賀県の区域
- 2 適用する使用者

前号の地域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者

- (1) 自動車・同附属品製造業
- (2) (1)に掲げる産業において管理,補助的経済活動を行う事業所
- (3) 純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1)に掲げる産業に分類されるものに限る。)
- 3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18 歳未満又は65 歳以上の者
- (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 次に掲げる業務に主として従事する者
 - イ 清掃又は片付けの業務
 - ロ 卓上で行う軽易な部品の組立て、刻印、選別、包装又はバリ取りの業務
 - ハ 手作業又は手工具若しくは小型機械を用いて行うシートベルトのウェビン グの溶断又は縫製の業務(これらの業務のうち、流れ作業の中で行う業務を除 く。)
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額 1時間 1,016円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日 法定どおり